

## 新潟市道路指定要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号若しくは第5号、同条第2項又は第3項の規定に基づく道路又は道等の指定（変更又は廃止を含む。以下同じ。）について、その手続きに関する基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 道路又は道等の指定を受けようとする者をいう。
- (2) 4号道路 法第42条第1項第4号に定める道路をいい、道路法、都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法による新設又は変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとする。
- (3) 5号道路 法第42条第1項第5号に定める道路をいう。
- (4) 特定2項道路 法第42条第2項に定める道路（以下「2項道路」という。）のうち、幅員1.8メートル未満のものをいう。
- (5) 3項指定 法第42条第3項に定める道路の中心線からの水平距離又はがけ地等の境界線からの水平距離の指定をいう。
- (6) 指定道路等 前4号に掲げるものをいう。

### (適用の範囲)

**第3条** この要綱は、次の各号に掲げる指定道路等の指定において適用する。

- (1) 4号道路の指定は以下に掲げるものとする。
  - ア 道路法による道路で、政令で路線指定後の一般国道又は路線が認定・公示され、道路管理者が道路の区域を決定・公示した県道及び市道
  - イ 都市計画法による道路で、事業計画の認可を受けて、事業地、設計の概要等の事業計画の内容が定まり、その事業計画にそって事業が施行されることとなった時点のもの
  - ウ 土地区画整理法による道路で、事業計画において定める設計の概要について知事又は大臣の認可（大臣が自らの施行は事業計画の決定）以後のもの
  - エ 都市再開発法による道路で、事業計画において定める設計の概要について知事の認可以後のもの
- (2) 5号道路の指定は、宅地造成面積が1,000平方メートル未満かつ市街化区域内のものとする。
- (3) 特定2項道路の指定は、都市計画区域の指定若しくは変更又は法第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正により法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル未満の道とする。
- (4) 3項指定は、土地の状況により拡幅が困難なものとして次のアからウの一に該当し、2項道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有するものの承諾が得られた範囲における水平距離の指定とする。
  - ア 傾斜地に面した道その他物理的に拡幅が困難であるもの
  - イ 道線路敷地、河川、公園その他これらに類するものに沿う道で、安全上、防火上、避難上支障がないもの
  - ウ 街区の整った地区内の補助道路

### (道路の配置設計の原則)

**第4条** 指定道路等は周辺の状況等を勘案して環境の保全、災害の防止又は通行の安全上支障のないような規模及び構造で適切に設置しなければならない。

- 2 4号道路の設計にあたっては、道路法、都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法並びに関係法令等に定めるもののほか、この要綱に適合しなければならない。
- 3 5号道路の設計にあたっては、新たにその道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形、地盤の性質及び周辺の状態並びに予定建築物の用途及び配置等について関係法令等に定めるもののほか、この要綱に適合しなければならない。
- 4 5号道路若しくは特定項2号道路の指定、又は3項指定にあたっては、別に定める利害関係者の承諾を得なければならない。
- 5 5号道路の指定範囲に接する土地及びその土地に現に存する建築物（以下「既存建築物」という。）が、法第56条第1項第1号の規定（道路斜線制限）に抵触する場合は指定することができない。ただし、5号道路に接する土地及びその土地の既存建築物の所有者の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- 6 指定道路等の変更又は廃止においては、当該道路の指定範囲を一の路線として扱う。なお、一の指定において複数の路線番号がある指定道路等については、各路線番号を一の路線とする。
- 7 前項における指定範囲のうち、法第42条に規定する道路（以下「42条道路」という。）との交差点により区切られた部分がある場合は、当該部分を一の路線として扱うことができる。
- 8 前2項によりがたい場合で、周辺の状態等を勘案して市長が支障ないと認めるときは、一の路線の範囲を別に定めることができる。
- 9 前3項による変更又は廃止によって、42条道路に接しない指定道路等又は建築物の敷地を生じさせてはならない。
- 10 特定2項道路の指定及び3項指定の場合においては、あらかじめ新潟市建築審査会の同意を得なければならない。

#### （4号道路の指定要件等）

**第5条** 4号道路は、次の各号に掲げる状況が確認できるなど、2年以内にその事業の執行に具体的に着手される予定があるもので、近い将来その計画どおりに道路ができ上がることが明らかであるものとする。

（1）道路拡幅事業に関しては、道路の拡幅区域の過半の用地買収がなされており、工事について一部仮整備の施工に着手されている。

（2）道路新設事業に関しては、仮換地の指定の通知又は用地買収が終了し、道路となる範囲は利用可能な状態（空地の確保）に工事が進捗している。

2 指定の範囲については、工区、街区、その他路線の一定区間、若しくは現道拡幅区間とする。原則街区単位とするが、市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

#### （5号道路の指定要件）

**第6条** 5号道路は、別に定める道路指定（変更・廃止）技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しなければならない。

#### （3項指定の要件）

**第7条** 第3条第4号ウに該当する3項指定は、次の各号に該当しなければならない。

（1）主として当該道路に接する建築物の利用者だけが利用する道路であり、平常自動車交通に利用されないもの

（2）通り抜けできるもの（当該道路の一端が42条道路、他の一端が42条道路又は42条道路に有効に通じる幅員90センチメートル以上の通路に接続したものをいう。）

（3）道路延長が60メートルを超えないもの

#### （5号道路の事前手続）

**第8条** 申請者が5号道路を築造（変更を含む。以下同じ。）するときは、新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号。以下「細則」という。）に基づく道路位置の指定・変更申請の前に、第9条から第11条に定める手続きをとるものとする。

(5号道路の築造計画書の提出)

**第9条** 申請者で、5号道路を築造するときは、築造計画書(別記様式第1号)に、別に定める新潟市道路指定申請書及び添付図書作成要領(以下「作成要領」という。)にある関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

(5号道路の受理通知書の交付)

**第10条** 市長は、築造計画書及び添付図書の内容がこの要綱及び技術基準に適合しているか否かについて書類審査し、適合しているものについては、築造計画書の受理通知書(別記様式第2号。以下「受理通知書」という。)を交付する。

(5号道路の築造)

**第11条** 申請者は、受理通知書の交付を受けた後、5号道路の築造に着手しなければならない。  
2 申請者は、当該通知書の交付日から原則1年を経過してから5号道路の築造に着手しようとする場合は、着手前に改めて第9条の築造計画書を提出しなければならない。

(書類審査及び完了検査等)

**第12条** 市長は、細則第11条の規定による申請があったときは、申請書及びこれに添付された図書の内容がこの要綱並びに作成要領及び技術基準に適合しているか否かについて書類審査するものとする。  
2 申請者は、5号道路を築造し細則第11条の規定による申請書を提出した場合、工事の完了検査を受けなければならない。  
3 市長は、4号道路若しくは特定2項道路の指定又は3項指定に係る第1項の規定による書類審査において不備な事項がなかったときは、当該道路又は道等の指定を行う。  
4 市長は、5号道路に係る第1項及び第2項の規定による書類審査及び完了検査において不備な事項がなかったときは、5号道路の指定を行う。  
5 申請者は、第2項の検査の結果、申請書どおりに築造されていない場合は、工事完了検査結果書(別記様式第3号)の指示により手直しを行い、再検査を受けなければならない。

#### 附 則

この要綱は、昭和53年7月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の第2条の規定により新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては  
なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについてはなお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の第6条の規定による受理通知の交付を受けたものについてはなお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の第6条の規定による受理通知の交付を受けたものについてはなお従前の例による。